

指 名 停 止 情 報

株式会社横浜オペレーション

神奈川県横浜市保土ヶ谷区岩井町 1 5 - 3

上記の有資格者について、林野庁で定める「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第 2 第 1 3 号の措置要件に該当する事実があるため、下記のとおり指名停止を行った。

記

1 指名停止の期間

平成 2 7 年 1 1 月 1 3 日 ～ 平成 2 8 年 2 月 1 2 日（3 ヶ月間）

2 指名停止の理由

（株）横浜オペレーションは、平成 2 4 年 1 1 月 1 0 日、下請の労働者が廃材撤去等の作業に従事していたところ、階段を降りる途中で左足首をひねって左足関節外側側副靭帯損傷の傷害を負い、4 日以上休業したにもかかわらず、下請業者と共謀の上、平成 2 6 年 3 月 7 日まで労働基準監督署長に対し労働者死傷病報告書を提出しなかった。また、平成 2 4 年 1 2 月 4 日、労働者が配管解体作業に従事していたところ、はりから転落して第 1 腰椎及び第 3 腰椎圧迫骨折等の傷害を負い、4 日以上休業したにもかかわらず、平成 2 6 年 3 月 7 日まで労働者死傷病報告書を提出しなかった。

これらの件について、同社に対し、平成 2 7 年 4 月 1 6 日に東京簡易裁判所から労働安全衛生法違反による略式命令があり、刑が確定しており、このことが建設業法第 2 8 条第 1 項第号に該当すると認められるとして、国土交通省関東地方整備局長から平成 2 7 年 9 月 1 7 日に監督処分を受けたため。